

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 堺市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.1	%
全職員	79.9	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
局長・部長相当職	98.4	%
課長相当職	98.9	%
課長補佐相当職	98.0	%
係長相当職	96.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	98.1	%
31～35年	91.9	%
26～30年	88.7	%
21～25年	90.0	%
16～20年	90.1	%
11～15年	88.0	%
6～10年	89.4	%
1～5年	89.7	%

【説明欄】

○短時間勤務職員については、週当たりの勤務時間数を常勤の勤務時間数で割ることにより職員数を算出しています。また、時間額制の会計年度任用職員については対象から除外しています。

○地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき、その職務の複雑・困難・責任の度合いに基づく職務の級と勤続年数等により決定されます。同一の級・号給であれば、同一の額となり、性別により給与に差異が生じることはありません。

○「男女の給与の差異」が生じている主な要因として、以下の3点が挙げられます。

①女性に占める役職者の割合が、男性に占める役職者の割合よりも低い。

②勤続年数の長い職員に占める女性の割合が、男性よりも低い。

③常勤職員以外の職員(会計年度任用職員等)に占める女性の割合が、男性よりも高い。

また、給与には各種手当が含まれますが、扶養手当を受給する職員が男性の方が女性より多い、時間外勤務手当の基礎となる時間外勤務時間数が男性の方が女性よりも長いといったことも要因となっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表(学校園勤務の教職員)

特定事業主名: 堺市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	92.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.3	%
全職員	93.4	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
校長相当職	99.6	%
教頭相当職	97.9	%
主幹・指導教諭相当職	98.0	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	104.7	%
31～35年	91.3	%
26～30年	89.8	%
21～25年	90.5	%
16～20年	92.1	%
11～15年	94.9	%
6～10年	95.5	%
1～5年	82.2	%

【説明欄】

○時間額制の会計年度任用職員については対象から除外しています。

○地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき、その職務の複雑・困難・責任の度合いに基づく職務の級と勤続年数等により決定されます。同一の級・号給であれば、同一の額となり、性別により給与に差異が生じることはありません。

○「男女の給与の差異」が生じている主な要因として、扶養手当について女性と比較して男性が受給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約68.4%であることが挙げられます。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。